給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再口）第１００２５号

神奈川県横浜市緑区十日市場町1865
再生債務者　梶山　二郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再口）第６号

埼玉県川口市中青木３丁目１番16―308号
グリーンコーポ川口
再生債務者　柴崎　吉子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再口）第１号

千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉54番地１
再生債務者　折原　勇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月26日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再口）第２号

青森市浪館前田２丁目20番６号
再生債務者　若松　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月27日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再口）第４号

埼玉県久喜市青毛１丁目５番地３
再生債務者　齊藤　義輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。
平成25年10月８日
警察共済組合理事長　吉村　博人

就職	理事（非常勤）	越智　浩
退職	〃（〃）	西川　直哉

以上　平成25年９月11日付

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成25年10月８日　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
大塚　裕、埼玉県、埼玉県教育委員会
(1)　小学校教諭１種免許状
(2)　高等学校教諭１種免許状（工業）
２　失効年月日　平成25年９月17日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十五年九月二十四日に埼玉県知事の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月八日
埼玉県川越市脇田本町二五番地一九
（甲）医療法人社団尚篤会
理事長　市川　祥子
埼玉県川越市脇田本町二三番一
（乙）医療法人社団誠会
理事長　市川　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十二月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十五年十一月十四日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十二日
掲載頁　一〇一頁（号外第一五二号）
平成二十五年十月八日
神奈川県横浜市栄区飯島町五三番地
（甲）株式会社ファンケル美健
代表取締役　栁澤　昭弘
神奈川県横浜市栄区飯島町五三番地
（乙）ニコスタービューテック株式会社
代表取締役　栁澤　昭弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＯＥＭ販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
吸収分割の効力発生日は平成二十五年十二月一日を予定しており、同日甲は商号をニコスタービューテック株式会社に変更する予定です。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十二日
掲載頁　一〇一頁（号外第一五二号）
平成二十五年十月八日
神奈川県横浜市栄区飯島町五三番地
（甲）新ＮＢ株式会社
代表取締役　栁澤　昭弘
神奈川県横浜市栄区飯島町五三番地
（乙）ニコスタービューテック株式会社
代表取締役　栁澤　昭弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月八日
東京都世田谷区野毛一―一四―一一―Ａ棟
合同会社西川アソシエイツ
代表社員　西川　潔

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は合同会社エーエスティとします。
効力発生日は平成二十五年十一月十二日であり、当社の総株主の同意の取得は平成二十五年九月二十八日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年十月八日
神戸市北区鈴蘭台西町二丁目四番一〇号
有限会社エーエスティ
取締役　戸田　章子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月八日
福岡県春日市紅葉ヶ丘東八丁目四七
合同会社アーテック福岡
代表社員　肝付　栄一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月八日
沖縄県那覇市港町二丁目一六番地の一
合名会社藤浦通関
代表社員　浦崎　直彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十八日
掲載頁　三二七頁（号外第一三九号）
平成二十五年十月八日
札幌市中央区南三条西三丁目一七番地
千秋庵製菓株式会社
代表取締役　庭山　修子